

「週休2日」試行工事実施要領（森林土木事業編）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県環境林務部が所管する建設工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第3条 週休2日の定義は下記のとおりとする

2 週休2日工事とは週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう

（1）週休2日（現場閉所型）工事

①月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

④休日

受注者が労働者に与える休日のほか、現場閉所日、降雨、降雪等による予定外の事由により、当該現場に労働者が従事していない日をいう。

⑤工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

⑥現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑦現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(2) 週休 2 日（交替制）工事

①月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が 28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休 2 日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

③対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

④休 日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を 24 時間通して行っていない状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

⑤工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

⑥休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

⑦平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

（対象工事）

第 4 条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注形式）

第 5 条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休 2 日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

（実施手続）

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。

（工事費の積算）

第7条 発注者は、現場閉所型の月単位で4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数（別表参照）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものについては、通期の補正係数に変更し、通期の4週8休に満たないものについては、通期の補正係数を除した変更を行うものとする。

（工事成績評定の取り扱い）

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の週休2日（28.5%）以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

（留意事項）

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に関わり、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

現場閉所の状況に応じた補正係数

＜労務単価，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率＞

	現場閉所		交替制	
	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）
労務単価	1.04	1.02	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02		
共通仮設費率	1.03	1.02		
現場管理費率	1.05	1.03	1.03	1.01

＜市場単価＞

名 称	区 分	現場閉所		交替制	
		4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.04	1.02	1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02	1.03	1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01	1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02	1.01
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01

＜土木工事標準単価＞

名 称	区 分	現場閉所		交替制	
		4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）
区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02	1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02	1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.02	1.04	1.02

「週休 2 日」 試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休 2 日」 試行工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す



かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 まで 時 間 帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

復旧治山事業 (○○○工区)

発注者 鹿児島県 ○ ○ 地域振興局
農林水産部林務水産課

施工者 ○ ○ ○ ○ ○ 建設株式会社
電話 099 - *** - ***
電話 099 - *** - ***

※交替制で週休 2 日工事を実施している場合は” 「週休 2 日」 工事 (交替制) ” と記載

「週休 2 日」 試行工事实施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	現場閉所型の月単位で 4 週 8 休以上を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第 7 条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第 4 条第 2 項関係】
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休 2 日」試行工事である旨を明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
	現場閉所の確認	月 1 回程度を目安とし、現場閉所 または、平均休日率 を確認できる資料等について発注者に提示し、確認を受ける 提示 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	確認
	実績報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	実施の結果、 月単位の 4 週 8 休に満たない場合は通期の補正係数に変更 通期の 4 週 8 休に満たない場合は通期の補正係数を除した減額変更
完成時	実績報告②	工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	現場閉所を確認できる資料等により取得実績を 確認 【実施要領第 6 条第 4 項関係】
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、 減点評価 工期内において、月単位で 4 週 8 休を達成した場合は、 加点評価 【実施要領第 8 条関係】